

## 浜松市上下水道部水道施設の破損事故等の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市上下水道部が管理する水道施設の破損事故等が発生した場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(水道施設破損時の手続き)

第2条 工事・事故等により、浜松市上下水道部が管理する水道施設を破損させた者(以下「原因者」という。)は、直ちに水道施設管理担当課(以下「担当課」という。)に通報し、担当課の指示のもと、原因者の責任において修繕工事を実施するものとする。

2 原因者は、前項による修繕工事を実施したときは、速やかに水道施設破損報告書(様式第1号)及び水道施設修繕完了報告書(様式第2号)を提出するものとする。

3 原因者は、やむを得ない事情により修繕工事を実施することができないときは、修繕工事依頼書(様式第3号)を担当課に提出することにより浜松市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に依頼することができる。

(費用負担)

第3条 修繕工事に係る費用(以下「復旧費用」という。)は、原因者が負担するものとする。

2 前条第3項における復旧費用は、管理者の請求に基づき原因者が負担するものとする。

3 破損に伴い発生する損失水量費は、管理者の請求に基づき原因者が負担するものとする。

(復旧費用の適用範囲)

第4条 復旧費用の適用範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水道施設の破損箇所の修繕費用
- (2) 破損に伴い発生する断水、濁水への対応費用
- (3) その他関連する費用

(復旧費用の算出)

第5条 復旧費用の算出は、担当課が別途定める配給水管修理費算定表により、人件費、材料費、機材費、損失水量費等を別途算出するものとする。

(復旧費用の納付期限)

第6条 復旧費用は、納入通知書により、請求日の翌月末日までに納付しなければならない。

(減免措置)

第7条 管理者が、特別な理由があると認めた時は、復旧費用を減免することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

〇〇〇〇課			
課長	課長補佐	グループ長	グループ

平成 年 月 日

### 水道施設破損報告書

(あて先)  
 浜松市水道事業及び  
 下水道事業管理者

原因者 住所  
 氏名  
 連絡先

⑩

発生日時	平成 年 月 日 ( 曜日 )			時 分頃	天候	
発生場所						
破損物件	口径	mm	材質	給配水管区分	給水管・配水管	
	その他					
修繕業者	修繕会社名					
	担当者名					
	連絡先		緊急連絡先			
事故発生状況						
事故の原因						
※工事件名	名称					
	現場代理人氏名				工期	
	連絡先				緊急連絡先	
※発注者	発注者名					
	担当者名					
	連絡先					
断水連絡	断水有無	有 ・ 無		断水範囲	別紙位置図	
添付書類等	・現場位置図 ・現場写真 ・その他( )					

備考 工事関係については、※に記入すること。

第2号様式(第2条関係)

〇〇〇〇課			
課長	課長補佐	グループ長	グループ

平成 年 月 日

## 水道施設修繕完了報告書

(あて先)  
 浜松市水道事業及び  
 下水道事業管理者

原因者 住所  
 氏名  
 連絡先

⑩

完了日時	平成 年 月 日 ( 曜日 ) 時 分頃				天候	
完了場所						
破損物件	口径	mm	材質	給配水管区分	給水管・配水管	
	その他					
修繕業者	修繕会社名					
	担当者名					
	連絡先		緊急連絡先			
修繕状況						
事故後の措置 (再発防止策)						
※工事件名	名称					
	現場代理人氏名			工期		
	連絡先			緊急連絡先		
※発注者	発注者名					
	担当者名					
	連絡先					
断水連絡	断水有無	有 ・ 無		断水範囲	別紙位置図	
添付書類等	・現場位置図 ・修繕完了状況が確認できる現場写真 ・その他( )					

備考 工事関係については、※に記入すること。

第3号様式（第2条関係）

〇〇〇〇課			
課長	課長補佐	グループ長	グループ

平成 年 月 日

### 修繕工事依頼書

（あて先）  
浜松市水道事業及び  
下水道事業管理者

住所  
申込者 氏名  
連絡先 ㊟

次のとおり破損事故等に伴う修繕工事を依頼します。  
なお、水道施設の復旧費用は、下記の者が支払いいたします。

#### 記

施工場所	浜松市 区		
施工日			
理由			
請求先	住所		
	氏名		
備考			

※復旧費用は、担当課が別途定める配給水管修理費算定表により算出するものとする。